食料品等の消費税率引き下げに伴う地方財政の財源確保に関する意見書

政府が 2026 年８月に閣議決定した食料品等の消費税率１％への引き下げは、長引く物価高騰に直面する国民の暮らしや家計を直接的に支援する施策として一定の理解ができるものである。

しかしながら、消費税は地方自治体にとって、少子高齢化に伴い増大の一途をたどる社会保障費を支える極めて重要な基幹財源であり、その税率引き下げが地方財政に与える影響は非常に大きいと見込まれる。

島根県の試算によれば、本減税措置により県内全体で年間約 165 億円、うち市町村分だけでも約 74 億円の多大な税収減が見込まれている。県内最大の人口を抱える本市においても、地方消費税交付金や地方交付税の大幅な減少により、年間 15 億円を超える影響が懸念される。このような深刻な財源不足は、福祉、教育、防災、インフラの維持管理など、住民生活に直結する行政サービスの低下を招きかねず、地方自治の根幹を揺るがしかねない。

政府は、地方財政の運営に支障が生じないよう地方特例交付金等による財源補填を検討中とされているが、2027 年度当初予算の編成に向け、その確実性や具体的な積算根拠、交付の時期などは未だ不透明な状況にある。また、２年間の時限措置終了後に想定されている給付付き税額控除等への移行についても、地方自治体における窓口事務の負担増や、制度の複雑化による混乱が強く懸念される。

よって、国、政府におかれては食料品等の消費税率引き下げを実施するにあたり、下記の事項を確実に実施するよう強く要望する。

記

１　消費税率の引き下げに伴い発生する地方消費税交付金及び地方交付税の減収分については、「地方特例交付金」等の確実な財源措置を講じ、国においてその全額を遅滞なく、かつ確実に補填すること。

２　減税に伴う地方の減収補填措置について、各自治体が円滑に次年度予算を編成できるよう、早期に具体的かつ明確な算定基準とスケジュールを提示すること。

３　２年間の時限措置終了後、新たな給付制度等へ移行する際には、地方自治体に過度な事務負担や財政負担を生じさせることがないよう、現場の実務に配慮した効率的で実効性のある制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月１日

松　江　市　議　会

（提出先）
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣